

厚木市中小企業生産性向上・賃上げ応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者が従業員の賃金引上げにつながる設備投資等に要した経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 第7条の規定による申請日に、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（以下「国補助金交付要綱」という。）第14条第1項の規定による補助金（以下「国補助金」という。）の交付額の決定を受けていること。
- (2) 市内に事業所を有すること。
- (3) 市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、中小企業者が国補助金の交付を受けて当該年度に行う生産性向上に資する設備投資等の事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、国補助金交付要綱第4条第1項に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、国補助金の補助対象経費の10分の1以内とし、60万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、厚木市中小企業生産性向上・賃上げ応援補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長が定め

る期日までに提出するものとする。

- (1) 市税納税証明書
- (2) 役員等氏名一覧表
- (3) 国補助金の交付額確定及び支給決定通知書（国様式第11号）の写し
- (4) 国補助金の事業実績報告書（国様式第9号）の写し
- (5) 事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書（国様式第9号 別紙1）及び事業実施結果報告（国様式第9号 別紙2）の写し

2 同一補助対象者による補助金の交付申請は、同一年度内に1回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、厚木市中小企業生産性向上・賃上げ応援補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、厚木市中小企業生産性向上・賃上げ応援補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの請求に基づき、請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定める耐用年数の期間を経過する前に、補助対象設備を市長の承認を受けずに、売却、譲渡、交換、又は貸付けしたとき。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。